

23 区内で雨水浸透施設設置の助成制度を行っている区（平成 23 年度・基本的な条件のみ記載）

一定の条件のもとで交付されるため、詳細は事前に各区役所へ問い合わせが必要

平成 23 年 9 月 1 日現在

区名	助成対象				対象地区	助成条件	助成限度額
	浸透 ます	浸透 トレンチ	付帯 工事	その他	【共通条件】 ①地滑り、がけ崩れの恐れのある場 所は禁止 ②土壌汚染の恐れのある場所は禁止	【共通条件】 ①工事施工前の申請であること ②施工者が東京都指定排水設備 事業者であること	
港区 環境・街づくり支援部 都市環境課 土木計画係 Tel3578-2111(代表) 2219(内線)	○	○	○	—	区内全域	・敷地面積 500 m ² 未満の個人が 所有する住宅等 ・従来のみす等を浸透施設に取り 替える場合も対象	定められた単価 で算出した額と 当該工事のいず れか小さい額 上限 40 万円
品川区 防災まちづくり事業部 都市整備下水道課工務係 Tel3777-1111(代表) 5471(内線)	○	○	—	接続管 (公設雨水 浸透ます)	区内全域	民間の小規模施設及び個人の家 屋等を新築・改築する場合 但し、品川区中高層建築物等の建 設に関する開発環境指導要綱に 該当する建築物は対象外	全額 (上限 40 万円)
目黒区 都市整備部 都市整備課 開発係 Tel3715-1111(代表) 5722-9715(直通)	○	○	—	—	区内全域	500 m ² 未満の個人所有の住宅等	定められた単価 で算出した額 (上限 40 万円)
大田区 まちづくり推進部 建築 調整課（地域道路整備） Tel5744-1111(代表) 5744-1308(直通)	○	○	—	雨水貯留 槽 (別制度)	埋立地以外の区内全域 (埋立地) 平和島、平和の森公園、東海、城南 島、京浜島、羽田空港、大森ふるさ と公園	・大田区開発指導要綱の適用を受 ける建築物は対象外 ・地下水位が地表面より 1 m 以内 にある区域は対象外	定められた標準 工事による (上限 40 万円)

<p>世田谷区 土木事業担当部 土木計画課 河川・下水道・雨水対策担当 TEL5432-1111(代表) 5432-2365(直通)</p>	○	○	○	—	区内全域	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例及び都市計画法に規定する開発行為の適用事業でないこと ・売買、賃貸等を目的とする建物等の不動産業者、建築業者等は対象外 	定められた単価に設置基数を乗じて得た額又は実費相当額のいずれか小さい額
<p>杉並区 都市整備部 建設課 計画調整係 TEL3312-2111(代表) 3423(内線)</p>	○	○	—	—	区内全域	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積 1000 m²未満 ・個人所有の住宅等(法人所有の建物は対象外) 	定められた標準工事費による(上限 40 万円)
<p>北区 まちづくり部 道路公園課 公園河川係 TEL3908-9275(直通)</p>	○	○	○	—	区内全域	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積 500 m²未満の個人が所有する住宅 ・その他区長が特に必要と定めた住宅等 <p>※但し、仮設建築物に係るものを除く</p>	定められた単価に設置数量を乗じて得た額、又は工事に要した額のいずれか小さい額(上限 40 万円)
<p>板橋区 資源環境部 環境保全課 環境調査係 TEL3964-1111(代表) 3579-2593(直通)</p>	○	—	—	—	以下の地域を除く区内全域 小豆沢 3 丁目 9～12 番、小豆沢 4 丁目 18～29 番、志村 3 丁目 1 番・17～32 番、相生町 10～13 番・17～26 番、東坂下・坂下・蓮根・高島平・新河岸・舟渡の全域	個人住宅、工場、倉庫等で下水に接続されているなど、雨が浸透していない雨樋 (新築・既に建築は問わず)	板橋区が設置(無料)

練馬区 環境まちづくり事業本部 土木部 計画課 総合治水係 TEL3993-1111(代表) 5984-2074(直通)	○	○	○	雨水桶	区内全域	・500㎡未満の土地であること ・敷地の所有権又は借地権を有する者(法人所有の建物は対象外) ・申請者が区税を滞納していないこと	40万円 付帯工事はその内で10万円以内
--	---	---	---	-----	------	--	-------------------------

防水板設置工事費の助成

品川区

助成内容 個人 → 工事費の4分の3 100万円限度 (品川区に住民登録をしていない場合は50万円)

法人 → " 2分の1 100万円限度 (申請日より1年以上前から品川区内に登記していない法人は50万円)

※問い合わせ先 品川区都市整備下水道課 TEL5742-6794(直通)

杉並区

助成内容 個人 → 工事費の2分の1 50万円限度

※問い合わせ先 杉並区都市環境部建設課 TEL3312-2111 内線 3423